

令和 7 年度

東近江市農業委員会
総会 議事録

1 開催日時 令和7年5月12日（月） 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 東近江市役所 新館3階 313・314・315会議室

3 出席委員 33人 欠席委員 7人

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	欠
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	欠
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	欠
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	欠
17	欠	37	欠
18	出	38	出
19	欠	39	出
20	出	40	出
議長（会長）	出		

農業委員会事務局

局長	出		
参事	出		
参事	出		

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

5 会議の内容

議長 ただ今から、令和7年度東近江市農業委員会総会を開会いたします。
委員総数40名のうち、出席者数は33名、欠席者数は7名でありますので、
この総会は成立いたします。

日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
議席番号10番〇〇〇〇〇委員、11番〇〇〇委員を指名いたします。

それでは、報告第1号令和6年度東近江市農業委員会活動報告について事務局の報告を求めます。

事務局 報告第1号「令和6年度東近江市農業委員会活動報告」について説明いたします。
活動報告書をご覧ください。
説明は主な項目のみとさせていただきます。

3ページをご覧ください。

1 「主な出来事」といたしまして、
令和5年度から令和7年度3月末までの2年間の策定を義務付けられていました地域計画の作成にあたり、地域での話し合いの場に参画する等の支援を行っていただきまして、市内全地区で地域計画を策定されました。
このほか、ブロック単位で遊休農地の解消活動や「農地利用最適化の推進に関する意見書」の提出等に取り組んでいただきました。

中段の3「農業委員活動状況」につきまして、28ページをご覧ください。
これは各委員さんから、ご報告いただいております活動報告を取りまとめて一覧にしたものとなっております。

次に4ページの下段、(3)農地異動および転用件数・面積の状況について、年間の集計を30ページに掲載しておりますのでご覧ください。
令和6年度の農地法3条の許可件数は前年から26件増の165件となっております。これは農地法の改正により、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止されたことで、令和5年度以降は増加傾向となっております。
また、転用許可の件数につきましては、4条が前年より17件増の36件、5条が前年より7件増の97件でありました。

次に6ページをご覧ください。

8「農地利用最適化推進ブロック全体会議」では、各ブロックで取り組んでいただきました農地利用最適化の推進に向けた独自活動や遊休農地の解消に係る計画、

実績をブロック全体会議で発表していただき、情報の共有が図れました。

次に7ページ、(3)「地域計画の推進」につきまして、各地域で地域計画の策定に向けての支援を行っていただきまして、対象地域である213集落すべてで地域計画を策定されました。

次に8ページ、10「研修会」につきまして、1月21日、22日には福知山市で先進地視察研修を行いまして20名ご参加をいただきました。

次に9ページ、(11)「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書の提出・要請活動につきまして、意見書を10月24日に市長へ、12月5日には要請書を市議会へ手渡し、市政への反映を要請しました。

次に10ページ、「13 遊休農地対策に関する業務」につきまして、8月7日に20班を編成し、全体調査を実施いたしました。

11ページ上段の表は調査結果の集計でありまして、再生利用可能と判断する1号遊休農地の農地は昨年より7筆増の57筆、面積は6,112㎡減の47,412㎡となっております。

次に12ページ、「農地中間管理事業に関する業務につきまして」令和6年度の農地利用集積等促進計画における件数は、前年と比べて、出し手が323件増の608件、受け手は26件増の117件となっております。

これは、地域で機構集積協力金の制度を活用されたことや、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、農地利用集積計画（相対）による利用権設定が廃止されたことにより増加しているものです。

次に14ページ、(4)「家族経営協定の締結」につきまして、令和6年度は新たに4家族が家族経営協定を締結され、延べ69件となりました。

次に15ページ、(7)「農業委員会だより」につきまして、編集委員のご尽力により2回発行していただきました。また、(8)「農林水産まつり」につきまして、検討委員を中心に準備を進めていただき、餅つき、ポン菓子の販売、普及啓発活動を実施していただきました。

以上、令和6年度東近江市農業委員会活動報告の説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

事務局の説明が終わりました。事前に配布しておりますので、本案については報告事項にとどめておきます。

続きまして、議案第1号東近江市農業委員会役員の改選についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 去る令和5年7月24日開催の第25期農業委員会の初総会において、農業委員会役員の任期を前期・後期に分け、前期の任期を令和7年5月の定期総会までとし、再任を妨げないということで決定をいただいております。
- また、役員の互選につきましては、選挙による互選、または指名推薦による互選もさしつかえないものとされています。
- このことから、本日の令和7年5月の定期総会において、議案書に記載の役員の改選に伴う選任について、お諮りするものです。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
- 役員の改選に伴う選任について、どのように取り計らえばよろしいか。
- 7 番 第25期委員の任期は来年の7月までであり、これから任期の後半に入るわけですが、継続的に取り組むべき大切な事項や対外的に対応しなければならない事項もあります。そのため現役員さんには、来年の7月23日まで引き続き役員としてお務めいただくことが最適と考え、再任を提案いたします。
- 2 番 ○○委員のご意見に賛成です。再任を妨げないとのことで、現役員さんに引き続き就任いただくことが最適と思います。
- 議 長 現在の役員を再任するという発言がありましたが、これについてご意見はございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議なしとの発言をいただきましたので、役員・役職については、再任といたします。
- 事務局 それでは、ご承認頂きましたので、改めて事務局から報告いたします。
- 会長、○○○○○委員。
- 副会長、○○○○○委員、○○○○○委員。
- 委員会役員、○○○○○委員、○○○○○委員、○○○○○委員、○○○○○委員、○○○○○委員、○○○○○委員、以上下半期も引き続きよろしくお願いします
- 議 長 ただいま、委員皆様のご同意により会長、副会長、委員会役員の再任を決定いただきました。厳しい農業行政の中にありまして、より一層農業委員会活動は大きな役割と責務を担っていると感じています。委員皆様のご理解とご協力を得ながら農業委員会運営に一同努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。
- 続きまして、議案第2号令和7年度東近江市農業委員会活動計画(案)についてを議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号令和7年度東近江市農業委員会活動計画（案）について説明をいたします。

東近江市農業委員会では、農業委員会の運営の計画性や実行性を高めるため、毎年、活動計画を策定し、これに基づく活動を展開しております。

つきましては、今回「令和7年度東近江市農業委員会活動計画（案）」についてご審議をお願いするものです。

活動計画書（案）をご覧ください。時間の関係から、主な項目について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

下段の「今年度の重点目標」につきまして、令和7年度は4つの重点目標を掲げて活動を推進していきたいと考えております。

一つ目につきまして「地域計画」は、令和6年度末までに策定することとされていたことから、その間、委員の皆様には各地域で策定に向けてご支援をしていただき、令和7年3月末までに本市の対象地域である213の集落すべてにおいて策定をされました。

令和7年度からは同計画の完成度を高めることを前提として、実行・実現のステージに移ることとなり、農業委員会には、引き続き、同計画の実現に向けて広域の課題解決に向けた取組が進むよう、地域への働きかけ等の支援が求められています。

このことから、「「地域計画」の実現に向けて、地域における農地の集積・集約への助言、指導等の支援を行う。」としています。

二つ目は、昨年度に引き続きまして、農業委員会の重要な業務である遊休農地の発生防止・解消を図るため、「農地パトロールを計画的に実施し、農地の利用実態の把握と遊休農地の発生を未然に防止するとともに耕作放棄地の解消を推進する。」としております。

三つ目は、令和8年7月に農業委員の改選を控えておりまして、令和7年度には、改選に向けて取り組んでいくこととなるため、「次期農業委員会へのスムーズな移行及び推進体制等を検討する。」としております。

四つ目は、昨年度に引き続きまして「農地法等の専門的知識の習得と農業委員会活動の充実・強化に向けた研修を実施する。」としておりまして、定期的に研修会を実施してまいりたいと考えています。

以上の4つを重点目標としています。

次に、2ページをご覧ください。

「1 農業委員会の運営」の（1）会議の開催（組織体制）の「カ」小委員会で、例年の体制に加えて役員会のメンバーで構成する「農業委員改選に向けた検討委員会」を設置しまして、令和8年7月の委員改選に向けた取組みを進めます。

次に、3 ページをご覧ください。

「2 優良農地確保のための農地制度の適正な執行の推進」の(1) 農地の権利移動・転用許可等の適正執行につきまして、農業委員会の主たる業務であり、農業振興地域整備計画や土地改良法に基づく業務等と併せて、引き続き適正な事務の実施に努めてまいります。

次に、(3) 耕作放棄地等の非農地判断につきまして、中山間地を中心に、森林の様相を呈しているなど再生利用が困難と見込まれる農地は年々増加しています。このような農地については、農地法の運用通知により非農地判断を行うこととされることです。

東近江市では、平成 30 年に農振の見直しに併せて蒲生地区で実施されたのを最後に非農地判断は実施しておりません。ご承知いただいていますように再生利用が困難な農地は増加傾向にあることから、対象農地すべてという訳ではなく農地の条件等を勘案しながら徐々に非農地判断を実施してまいりたいと考えております。

次に4 ページをご覧ください。

「3 農地等の利用の最適化の推進に向けた活動の推進」の(3)「農地等の利用の最適化の推進に係る意見」等の提出活動につきまして、農地等の利用最適化に関して、より効率的、効果的に推進するため、今年度も10月に市長へ意見書提出、11月に議会へ意見の要請を行う予定です。

次に、「4 担い手の確保・育成と担い手への農地の利用集積・集約化」について、市、JA等の関係機関と連携しながら、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の利用集積及び集約化を推進し、地域計画の完成度を高めるための支援を行います。

次に議案書6 ページをご覧ください。

「5 遊休農地の発生防止・解消対策の強化」について、例年のとおり、8月7日に予定しています農地利用状況の全体調査で遊休農地の実態を把握し、ブロック毎に解消計画を立て、解消活動を実施します。

また、7 ページ上段の「再生利用が困難な農地における非農地判断の実施」につきましては、現地確認、農地所有者へ意向調査を行った上で非農地判断を実施してまいります。

次に議案書7 ページをご覧ください。

「7 農地利用最適化推進ブロック会議の独自活動の推進」について、ブロック単位で地域課題に応じた独自の活動を進めます。

最後に議案書10 ページをご覧ください。

令和7年度の農業委員会活動の年間スケジュールを一覧にしたものです。現状で実施日が決まっているものについては、日時を記載しております。

昨日、滋賀県農業会議から東海近畿ブロック女性農業委員研修の日程変更の連絡がありまして、表の左から4列目「食農啓発・女性農業者支援委員会活動」の12月の欄で、「東海近畿ブロック女性の農業委員研修会」が12月2日の予定が

11月28日に変更となりましたので修正をお願いします。

日程決まっていないもの、また、日程の変更があれば、その都度、対象者に連絡いたします。

また、表の右から2列目、委員改選につきまして、詳細は検討委員会で協議しまして皆さんに報告させていただきますが、11月上旬に地域毎の説明会、2月には次期農業委員の推薦募集を行う予定となっておりますのでご承知おきください。

説明とさせていただきます。

今年度も農業委員会活動につきまして、御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号の活動計画（案）について、何か御意見はございますか。

特にないようでしたら採決に移ります。本案を承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成です。よって本案は可決いたしました。

以上で、本総会を終了いたします。御苦勞様でした。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長

10番

11番